

## 令和7年度 第2回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和7年8月21日（木）

午後1時30分から午後3時まで

場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

### 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

（1）龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選出について

#### 3. 報 告

（1）令和7年度国民健康保険税の本算定結果について

（2）その他

#### 4. 閉 会

会議資料

令和7年度 第2回  
龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和7年8月21日（木）  
午後1時30分から午後3時まで  
場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

## 議 事

## (1) 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会会长及び会長代理の選出について

## ① 根拠法令

## ▼ 国民健康保険法施行令（一部抜粋）

(会長)

第4条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## ② 現任委員（公益代表者） (敬称略)

氏名	所属等
寺田 寿夫	龍ヶ崎市議会議員 (健康福祉委員会委員)
鴻巣 義則	龍ヶ崎市議会議員 (健康福祉委員会委員)
百瀬 優	流通経済大学経済学部教授
石井 治美	社会保険労務士

## ③ 歴代会長・会長代理氏名等 (H25. 6. 1 以降) (敬称略)

委嘱期間	会長		会長代理	
	氏名	所属等	氏名	所属等
H25. 6. 1 ～H27. 5. 31	佐藤 克繁	流通経済大学教授	石井 治美	社会保険労務士
H27. 6. 1 ～H29. 5. 31	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
H29. 6. 1 ～R元. 5. 31	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
R元. 6. 1 ～R4. 5. 31	百瀬 優	(同上)	(同上)	(同上)
R4. 6. 1 ～R7. 5. 31	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

# 報 告

## (1) 令和7年度国民健康保険税の本算定結果について

### ① 調定額・被保険者数

区分	令和6年度	令和7年度	比較（令和7年度－令和6年度）
調定額	1,469,122,400円	1,479,862,000円	+ 10,739,600円
応能割率	54.60%	56.52%	—
応益割率	45.40%	43.48%	—
被保険者数	16,147人	15,248人	▲ 899人
世帯数	10,948世帯	10,542世帯	▲ 406世帯
1人あたりの課税額※	90,984円	97,052円	+ 6,068円

※ 1人あたりの課税額 = 調定額 ÷ 被保険者数

### ② 令和7年度予算額・収納（見込）額

区分	予算額	（調定額）	収納（見込）額※	比較（収納（見込）額－予算額）
医療給付費分	834,595,000円	( 924,866,400円 )	869,374,400円	+ 34,779,400円
後期高齢者支援金分	382,265,000円	( 425,405,100円 )	399,880,800円	+ 17,615,800円
介護納付金分	113,742,000円	( 129,590,500円 )	121,815,100円	+ 8,073,100円
合計	1,330,602,000円	(1,479,862,000円)	1,391,070,300円	+ 60,468,300円

※ 収入（見込）額 = 令和7年度調定額 × 94%（令和6年度収納率（小数点以下切捨））（区分ごとに百円未満を四捨五入）

# 報 告

## (1) 令和7年度国民健康保険税の本算定結果について

### ③ 限度額超過世帯数

区分	令和6年度	令和7年度	比較（令和7年度－令和6年度）
医療給付費分	86世帯	84世帯	▲ 2世帯
後期高齢者支援金分	141世帯	140世帯	▲ 1世帯
介護納付金分	84世帯	100世帯	+ 16世帯

### ④ 法定軽減（7・5・2割軽減）該当世帯数

区分	7割軽減世帯数			5割軽減世帯数			2割軽減世帯数			合計		
	令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減
医療給付費分 ・後期高齢者 支援金分	2,996	2,713	▲283	1,303	1,220	▲ 83	1,352	1,219	▲133	5,651	5,152	▲499
介護納付金分	1,196	1,088	▲108	481	468	▲ 13	438	372	▲ 66	2,115	1,928	▲187

# 報 告

## (1) 令和7年度国民健康保険税の本算定結果について

### ⑤ 調定額増加の要因

区分	令和6年度（本算定時）	令和7年度（本算定時）	比較（令和7年度－令和6年度）
所得割（A）	1,103,708,917円	1,164,062,491円	+ 60,353,574円
均等割（B）	595,580,829円	574,052,294円	▲ 21,528,535円
限度超過額等調整額（C）	230,167,346円	258,252,785円	+ 28,085,439円
調定額（= A + B - C）	1,469,122,400円	1,479,892,000円	+ 10,739,600円

- ・被保険者の総所得額の増に伴う所得割額の増額
- ・被保険者数の減少による均等割分の減額
- ・所得割額の増加に比べ、均等割額の減少が少なかったため、限度額超過分等調整額の差し引いた結果においても、約1千万円の調定増となった

## (2) その他

### ① 次回運営協議会予定

開催月	議事・報告等の内容（予定）
令和8年1～2月	【議事】 令和8年度国民健康保険事業費納付金の状況 子ども・子育て支援金制度にかかる国保税条例改正 など

① 開催月及び議事・報告内容は変更する可能性があります。

## 【令和7年度 第2回 国民健康保険運営協議会における事前質問に対する回答】

### ●報告（1）令和7年度国民健康保険税の本算定結果について

	質問		回答
	該当ページ	質問内容	
1	【2ページ】 ④ 法定軽減 (7・5・2割 軽減) 該当世帯 数	<p>法定軽減には、「7・5・2割軽減」の他にも軽減制度があると思いますが、龍ヶ崎市では実績はなかったという事でしょうか</p>	<p>市では、地方税法（以下「法」）に基づき国民健康保険税を課税しており、ご質問のとおり、法に規定されている軽減については以下のものがあります。</p> <p><b>■所得が一定基準以下の世帯の軽減（法第703条の5）</b></p> <p>法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割額の7割・5割・2割を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績（会議資料のとおり）</li> </ul> <p><b>■未就学児の軽減（法第703条の5）</b></p> <p>国民健康保険に加入している未就学児（小学校入学前の児童）の均等割額の1／2を減額 ※市では独自に18歳未満（高校生以下についても同様の減額を実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績 R6：202世帯・4,147千円 ※R6年度事業年報の実績値のため、R7の実績値未確定</li> </ul> <p><b>■特例対象被保険者の軽減（法第703条の5の2）</b></p> <p>雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者（非自発的失業者）の所得のうち給与所得を30／100として算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績 R6：609世帯・12,691千円 ※R6年度事業年報の実績値のため、R7の実績値未確定</li> </ul> <p><b>■産前産後期間の軽減（法第703条の5）</b></p> <p>所得割額と均等割額を、産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績 R6：21世帯・395千円 ※R6年度事業年報の実績値のため、R7の実績値未確定</li> </ul>

(国民健康保険税の減額)

第七百三条の五 市町村は、国民健康保険税の納稅義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。以下この項中山林所得金額の算定について同じ。）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

2 市町村は、国民健康保険税の納稅義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとする。

3 市町村は、国民健康保険税の納稅義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納稅義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第七百三条の五の二 国民健康保険税の納稅義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第七百三条の四第六項及び前条第一項の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定により計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、前条第一項中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定により計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとし、）」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

2 前項に規定する特例対象被保険者等とは、被保険者又は特定同一世帯所属者のうち次の各号のいずれかに該当する者（これらの者の雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格（以下この項において「受給資格」という。）に係る同法第四条第二項に規定する離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者に限る。）をいう。

- 一 雇用保険法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者
- 二 雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者であつて受給資格を有するもの